

令和5年4月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うち電気こんろ1件、レーザー加工機1件、
映像録画装置(防犯カメラ用)1件、電動アシスト自転車2件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 石田、首藤、庄田

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300031	令和5年2月17日	令和5年4月13日	電気こんろ	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	奈良県	製造から40年以上経過した製品 令和5年3月9日に消費者安全法の重大事故として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月5日
A202300032	令和5年3月2日	令和5年4月13日	レーザー加工機	火災	作業場で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月27日
A202300033	令和5年3月20日	令和5年4月14日	映像録画装置(防犯カメラ用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202300034	令和4年12月29日	令和5年4月14日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、後輪泥除けが折れ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月5日
A202300035	令和5年3月18日	令和5年4月14日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月4日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし